

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A-1 次に掲げる者のうち、無線局の免許を与えられないことがある者はどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止期間終了の日から2年を経過しない者
- 2 電波の発射の停止の命令を受け、その停止命令の解除の日から2年を経過しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
- 4 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許中の変更について述べたものである。電波法（第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条（予備免許）の予備免許を受けた者は、 A を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①のただし書の事項について A を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ ①の変更は、 B に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）の C に合致するものでなければならない。
- ④ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、総務大臣の許可を受けて、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更することができる。

A	B	C
1 工事設計	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準
2 工事設計	電波の型式又は周波数	無線局の開設の根本的基準
3 無線設備	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局の開設の根本的基準
4 無線設備	電波の型式又は周波数	技術基準

A-3 無線局の予備免許を受けた者が、指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないときは、総務大臣からどのような処分を受けることになるか。電波法（第11条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 速やかに当該工事を落成するよう指示される。
- 2 その無線局の予備免許を取り消される。
- 3 その無線局の免許を拒否される。
- 4 当該工事落成の期限の延長を申請するよう指示される。

A-4 次の記述は、申請による指定事項の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条（予備免許）の予備免許を受けた者が A の指定の変更を申請した場合において、 B と認めるときは、その指定を変更することができる。

A	B
1 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間	電波の規整その他公益上必要がある
2 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間	混信の除去その他特に必要がある
3 通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所	電波の規整その他公益上必要がある
4 通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所	混信の除去その他特に必要がある

A-5 次の記述は、アマチュア無線局の受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の A に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が他の A に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次に適合するものでなければならない。
 - (1) 内部雑音が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) C が十分であること。

	A	B	C
1	重要無線通信を行う無線局の運用	電氣的常数	安定度
2	重要無線通信を行う無線局の運用	利得及び能率	了解度
3	無線設備の機能	電氣的常数	了解度
4	無線設備の機能	利得及び能率	安定度

A-6 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（ A をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
 - (1) B 以下の無線局の無線設備
 - (2) 移動する無線局の無線設備
 - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B
1	電界強度及び磁界強度	規格電力が50ミリワット
2	電界強度及び磁界強度	平均電力が20ミリワット
3	電界強度、磁界強度及び電力束密度	規格電力が50ミリワット
4	電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が20ミリワット

A-7 次の表は、上欄に電波の型式を、下欄にその電波の型式を使用するアマチュア局（散乱波によって通信を行うものを除く。）の発射電波の占有周波数帯幅の許容値を示すものである。無線設備規則（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい数値の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式	A1A	A3E	J3E	F1B、F1D	F2A、F2B、F2D
占有周波数帯幅の許容値	<input type="text"/> A kHz	6 kHz	<input type="text"/> B kHz	<input type="text"/> C kHz	3 kHz

	A	B	C
1	0.5	3	2
2	0.5	2	3
3	0.25	3	3
4	0.25	2	2

A-8 次の記述は、空中線の指向特性を定める事項について述べたものである。無線設備規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。

- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) A の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を B もの
- (4) C よりの輻射

	A	B	C
1	水平面	乱す	給電線
2	水平面	妨げる	接地線
3	垂直面	乱す	接地線
4	垂直面	妨げる	給電線

A-9 次の記述は、アマチュア無線局の免許状の記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合には、 A、呼出符号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状に記載された B であること。
 - (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ③ C の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所	ものの範囲内	①又は②の(1)
2	無線設備の設置場所	ところによるもの	①又は②の(2)
3	無線設備の工事設計	ものの範囲内	①又は②の(2)
4	無線設備の工事設計	ところによるもの	①又は②の(1)

A-10 次の記述は、モールス無線電信による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の A によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの符号を順次送信しなければならない。
 - (1) EX 3回
 - (2) DE 1回
 - (3) 自局の呼出符号 B
- ② 更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならない。この場合において、「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信は、 C を超えてはならない。
- ③ ①及び②の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。
- ④ ②の規定にかかわらず、海上移動業務以外の業務の無線局にあつては、必要があるときは、 C を超えて「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信をすることができる。

	A	B	C
1	周波数	1回	10秒間
2	周波数	3回	20秒間
3	周波数及びその他必要と認める周波数	1回	20秒間
4	周波数及びその他必要と認める周波数	3回	10秒間

A-11 次の記述は、アマチュア局がモールス無線通信により2以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするとき、順次送信すべき事項について述べたものである。無線局運用規則（第127条の3及び第261条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ① 相手局の呼出符号 | <input type="text" value="A"/> |
| ② DE | 1回 |
| ③ 自局の呼出符号 | <input type="text" value="B"/> |
| ④ K | 1回 |

- | | |
|------------|----------|
| A | B |
| 1 それぞれ3回以下 | 3回以下 |
| 2 それぞれ3回以下 | 1回 |
| 3 それぞれ2回以下 | 3回以下 |
| 4 それぞれ2回以下 | 1回 |

A-12 次の記述は、自局の呼出しが他の通信に混信を与える旨の通知を受けた場合について述べたものである。無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに しなければならない。
- ② ①の通知をする無線局は、その通知をするに際し、 を示すものとする。

- | | |
|--------------|---------------|
| A | B |
| 1 その呼出しを中止 | 受けている混信の度合い |
| 2 その呼出しを中止 | 分で表す概略の待つべき時間 |
| 3 その空中線電力を低下 | 受けている混信の度合い |
| 4 その空中線電力を低下 | 分で表す概略の待つべき時間 |

A-13 次の記述は、無線従事者の免許を与えないことができる場合について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- (1) 電波法第9章(罰則)の罪を犯し に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から を経過しない者
- (2) 電波法第79条(無線従事者の免許の取消し等)第1項第1号(電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときのことをいう。)又は第2号(不正な手段により免許を受けたときのことをいう。)の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から を経過しない者
- (3) 欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

- | | | |
|----------|----------|----------|
| A | B | C |
| 1 懲役又は禁こ | 2年 | 身体に |
| 2 懲役又は禁こ | 1年 | 著しく心身に |
| 3 罰金以上の刑 | 2年 | 著しく心身に |
| 4 罰金以上の刑 | 1年 | 身体に |

A-14 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、、交通通信の確保又はのために必要な通信をに行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定によりに通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| A | B | C |
| 1 財貨の保全 | 電力の供給の確保 | 無線局 |
| 2 財貨の保全 | 秩序の維持 | 電気通信事業者 |
| 3 災害の救援 | 電力の供給の確保 | 電気通信事業者 |
| 4 災害の救援 | 秩序の維持 | 無線局 |

A-15 アマチュア局の免許人は、無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その措置の内容を免許状の余白に記載しておかなければならない。
- 2 その措置の内容を無線局事項書の写しに記載し、総合通信局長に届け出なければならない。
- 3 遅滞なく、措置した旨を総合通信局長に報告し、再度の検査を受けなければならない。
- 4 その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。

A-16 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付及び返納について述べたものである。無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線従事者は、免許証を A に免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
 - (2) 写真 B
 - (3) 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じた場合に、免許証の訂正に代えて再交付を受ける場合に限り。）
- ② 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から C にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。
- ③ 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A	B	C
1 破り、又は失ったため	1枚	1箇月以内
2 破り、又は失ったため	2枚	10日以内
3 汚し、破り、又は失ったため	1枚	10日以内
4 汚し、破り、又は失ったため	2枚	1箇月以内

A-17 次に掲げる周波数帯のうち、無線通信規則（第5条）の周波数分配表においてアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 18,018kHz～18,068kHz
- 2 18,068kHz～18,168kHz
- 3 18,168kHz～18,268kHz
- 4 18,268kHz～18,618kHz

A-18 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① すべての局は、 A、過剰な信号の伝送、 B、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の位置及び業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 C をできる限り利用して、最小にしなければならない。

A	B	C
1 不要な伝送	暗語又は略語による伝送	送受信設備の電気的特性
2 不要な伝送	虚偽の又は紛らわしい信号の伝送	指向性のアンテナの利点
3 長時間の伝送	暗語又は略語による伝送	指向性のアンテナの利点
4 長時間の伝送	虚偽の又は紛らわしい信号の伝送	送受信設備の電気的特性

A-19 次の記述は、「標準周波数報時業務」の定義について述べたものである。無線通信規則（第1条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「標準周波数報時業務」とは、 A のため、公表された高い精度の B 周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う C その他の目的のための無線通信業務をいう。

	A	B	C
1	一般的受信	特性	学術、産業
2	一般的受信	特定	科学、技術
3	周波数の較正	特性	科学、技術
4	周波数の較正	特定	学術、産業

A-20 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、 A されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 B に限って、 C の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

	A	B	C
1	意味を隠すために暗号化	緊急時及び災害救助時	第三者のために国際通信
2	意味を隠すために暗号化	通信回線のふくそう時	アマチュア局以外の局との国際通信
3	伝送能率を高めるために高速化	緊急時及び災害救助時	アマチュア局以外の局との国際通信
4	伝送能率を高めるために高速化	通信回線のふくそう時	第三者のために国際通信

B-1 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）の規定により ア の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事が結果が イ に適合していると認められた後でなければ、 ウ してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る エ の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その オ を省略することができる。

注1 電波法第24の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
 2 電波法第24の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

- 1 一部 2 検査 3 点検 4 その許可の内容 5 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準
 6 当該無線局の無線設備を運用 7 全部 8 無線設備の設置場所 9 許可に係る無線設備を運用
 10 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所

B-2 次の表のAからオまでの欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示とその内容を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、その記号と内容が適合するものを1、これが適合しないものを2として解答せよ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	F1B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって自動受信を目的とするもの
イ	C3F	振幅変調で残留側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
ウ	G7D	角度変調で位相変調	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
エ	A2A	振幅変調で両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって聴覚受信を目的とするもの
オ	H3E	振幅変調で低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

B-3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが、無線局運用規則（第13条）の規定に照らし、対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRA?	貴局名は、何ですか。
イ QRK?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
ウ QRM?	そちらは、空電に妨げられていますか。
エ QRO?	こちらは、送信機の電力を増加しましょうか。
オ QTH?	緯度及び経度で示す（又は他の表示による。）そちらの位置は、何ですか。

B-4 次に掲げる事項のうち、電波法（第60条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に備え付けておかなければならない書類に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法及びこれに基づく命令の集録
- イ 免許状
- ウ 無線検査簿
- エ アマチュア局の局名録
- オ 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則

B-5 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、 ア 許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 イ ことができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- ② 許可書を有する者は、 ウ に従い、 エ を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、 オ に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- 1 第三者 2 無線通信の規律 3 無線設備を所有する 4 無線通信規則に従って発給する 5 その属する国の法令
- 6 利害関係者 7 電気通信の秘密 8 設置し、又は運用する 9 その属する国の法令に従って発給し、又は承認した
- 10 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定